

議案第16号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月15日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

戸籍法の改正に伴い、戸籍謄本及び除籍謄本の広域交付に係る手数料を定めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書」に、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表2の項の次に次のように加える。

2の2 戸籍法第120条の3 第2項の規定に基づく戸籍 電子証明書提供用識別符号 の発行（情報通信技術を活 用した行政の推進等に関す る法律（平成14年法律第 151号）第7条第1項の規 定により同法第6条第1項 に規定する電子情報処理組 織を使用する方法（総務省 令で定めるものに限る。以	戸籍電子証明 書提供用識別 符号交付手数 料	1件につき	400円	交付のとき。
---	---------------------------------	-------	------	--------

<p>下この項及び4の2の項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>				
---	--	--	--	--

別表第1の3の項中「戸籍の謄本若しくは抄本」の次に「の交付」を、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表4の項の次に次のように加える。

<p>4の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号交付手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>700円</p>	<p>交付のとき。</p>
---	----------------------------	--------------	-------------	---------------

<p>により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>				
--	--	--	--	--

別表第1の5の項中「証明書又は」を「証明書の交付、」に改め、「証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、「又は記載事項」を「、記載事項又は届書等情報の内容」に改め、同表6の項中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を、「届書等」の次に「又は届書等情報の内容を表示したものの」を加える。

別表第2都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項中

「

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	160,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円

」、

「

建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円
建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円

」、

「

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	429,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	500,000円

」、

「

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	789,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円

」及び

「

建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000円
建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円

」を削り、

同表都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等

計画の変更の認定の申請に対する審査の項中

「

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	112,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超え るもの	140,000円

」、

「

建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの	112,000円
建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円

」、

「

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	247,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超え るもの	290,000円

」、

「

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	427,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超え るもの	491,000円

」及び

「

建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの	427,000円
建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円

」を削る。

別表第3の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項中

「

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査

」を

「

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査

」に、

「

1 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。)のみの場合

」を

「

1 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。)のみの場合

」に、

「

モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下この表において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明の申請に対する審査の項において同じ。）による場合

」を

「

モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下この表において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当

していることの証明の申請に対する審査の項において同じ。)による場合

」に、

「

標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明の申請に対する審査の項において同じ。)による場合

」を

「

標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明の申請に対する審査の項において同じ。)による場合

」に改め、

同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項から建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第

41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項までの項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明の申請に対する審査の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表備考中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。